

O I E : B S E コード改正に関する主要論点

第73回O I E総会(05年5月22日~27日、パリ)

1 無条件物品の追加

「B S Eに関連したいかなる条件も要求すべきでない」物品として、新たに骨なし骨格筋肉及び血液・血液製品が追加されているが、

- ① B S Eコードで感染牛は完全に処分すべきとされていることとの整合性をどのように考えるか。また、同様のW H O勧告との整合性をどのように考えるか。
- ② 骨付き牛肉、内臓等については、カテゴリー区分に応じた汚染防止等の条件が課されていることとの整合性をどのように考えるか。
- ③ O I Eが根拠とするリスク評価結果と各国によるリスク評価結果との関係をどのように考えるか。

2 カテゴリーの簡素化

(1) 現行の5段階区分は、B S Eの発生率、B S E対策の実施状況等が区分の要件とされているが、発生率を要件とすることが科学的に妥当かどうか(100万頭に2頭か3頭かにより、S R M除去範囲等が異なることとなる)、要件が複雑なため各国による具体的な適用が困難といった問題点が指摘され、簡素化することとされた経緯がある。

(2) 今回の簡素化案は、こうした問題点を踏まえたものであり一定の評価はできるが、

- ① カテゴリー区分の前提となるリスク評価、サーベイランスについてB S Eリスクをできる限り正確に反映できる客観的なものとするのが重要ではないか。
- ② また、リスク評価を行うに当たって、サーベイランスの結果をどのように位置づけるかが不明確ではないか。
- ③ カテゴリー毎に適用されるリスク管理措置については、各国がリスク評価に基づき確保している公衆衛生上の保護水準を反映しうるものとすべきではないか。

3 SRMの変更

- (1) SRMについては、昨年の総会において、中リスク国及び高リスク国のSRMについて対象月齢を6ヶ月齢から12ヶ月齢に緩和するほか、回腸遠位部については腸全体とし、かつ、全月齢とすることとされた。
- (2) 今回の見直し案では、中枢神経の除去月齢を「物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるリスク」については30ヶ月齢とし、「不明なリスク」については12ヶ月齢とするとともに、腸については、どちらの 카테고리とも、回腸遠位部に限るとする内容となっているが、
- ① そもそも、SRMの定義についてどう考えるべきか。
 - ② 無条件物品とする場合、カテゴリー区分に応じたリスク管理措置が必要とする場合、SRMとする場合の関係をどのように整理すべきか。
 - ③ その上で、今回のSRMの見直し案についてどう考えるべきか。

4 サーベイランス基準の明確化

- (1) 現行のサーベイランス基準には、以下のような問題点がある。

- ① BSEは全てBSE様症状牛から見つかることを前提としており、また、
- ② BSE様症状牛の必要なサンプル数が、死亡率等特定の条件に基づき一律に算出されているほか、サンプル数が不足する場合の具体的な基準が示されていない。

- (2) 今回の見直し案は、

- ① BSE様症状牛に加えて、緊急と殺牛、死亡牛、健康牛も検査対象とすべきことを明確にした上で、統計的に達成すべき具体的な基準(目標ポイント)を示している点で評価できるが、その前提となったEUの統計モデル及び目標ポイントの算出方法等について、統計学的に十分な根拠があるかどうか具体的に示されていない。また、現在検討中とされているものもあり、まずは、これらが明らかにされることが必要ではないか。
- ② 輸入国は、リスク評価及びサーベイランスの結果に基づき、輸出国のBSEリスクに応じたサーベイランスを求めることとしているが、そもそも輸出国のBSEリスクを判定する際のサーベイランスの基準が定められていないことをどう考えるか。

